

「全国 食の逸品 EXPO」和歌山県ブース装飾等委託業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

「全国 食の逸品 EXPO」に和歌山県が出展するブースにおいて、より効果的な企画と効率的な運営業務を実施するため、装飾等委託事業者をプロポーザル方式で選定する。

2 委託業務の内容

「全国 食の逸品 EXPO」での和歌山県ブース出展に伴う装飾を中心とした業務（別紙仕様書参照）

3 委託上限額

金 2,914,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 委託業者の選定

(1) 選定方法

上記委託業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるプロポーザル方式

(2) 参加の資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「10 企画・広告・手配」、小分類が「4 大会・イベント企画運営」に記載されている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

エ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者。

オ 過去5年間に、国、地方公共団体等と、展示商談会やPRイベント等の業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。

カ 食品流通課の要請に応じて、速やかに対応することが可能な者。

キ 全国 食の逸品 EXPO 実行委員会事務局及び県ブース出展事業者等関係者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者。

5 手続き等に関する事項

(1) スケジュール

実施要領等に関する質問受付締切	令和2年	6月12日（金）
参加申込書受付締切	令和2年	6月19日（金）
企画提案書受付締切	令和2年	6月26日（金）
審査会	令和2年	7月 3日（金）
審査結果の通知	令和2年	7月 7日（火） 予定

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

令和2年6月12日（金）17時まで

イ 質問書提出方法

質問事項がある場合は、実施要領等に関する質問書（別紙様式1）を FAX または電子メールにより「7 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あてに提出する。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び審査基準についての質問

※メールで提出する場合は、タイトル（件名）を「食の逸品 EXPO 和歌山県ブース装飾等委託業務プロポーザル質問」とすること。

ウ 回答

回答については、質問者に対し FAX または電子メールにより連絡するほか、必要に応じて和歌山県庁食品流通課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/>）上に回答を掲載する。

(3) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・「参加申込書」（別紙様式2）
- ・「会社概要及び類似事業受注実績」（別紙様式3）
- ・「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写し

イ 提出部数

各書類 1部

ウ 提出期限等

提出期限：令和2年6月19日（金）（必着）

提出先：「7 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：直接持参、又は郵送すること。

- ・FAX やメールでの提出は受理しません。
- ・直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時45分までとする。
- ・郵送の場合は、書留必着とする。

(4) 企画提案書の提出

上記(3)の参加申込書を提出した者は、事前に次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式自由）

別紙仕様書の内容を盛り込み、ブースイメージ、ブース・商品 PR コーナーの形状、チラシを作成する。

なお、ブース形状については、4面開放型とする。

用紙は日本産業規格 A4 とする。

- ・見積書（様式自由）

委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること。

なお、見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

あわせて、あて先は和歌山県知事とすること。

イ 提出部数

企画提案書、見積書ともに6部（正本1部、副本5部）

ウ 提出期限等

提出期限：令和2年6月26日（金）（必着）

提出先：「7 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：直接持参、又は郵送すること

- ・FAXやメールでの提出は受理しません。
- ・直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時45分までとする。
- ・郵送の場合は、書留必着とする。

エ 留意事項

(ア) 上記ア「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

(イ) 上記ア「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

(ウ) 審査会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施すること。

(エ) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限要請等が継続している場合にはWEBを活用した審査会に変更するなど社会情勢に応じた対策を実行する場合がある。

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案（デザイン・配色・内容等）は1種類のみとし、複数の企画提案書の提出はできないものとする。

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

6 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時・場所

令和2年7月3日（金）

和歌山県民文化会 404 会議室（和歌山市小松原通り一丁目1番地）

（時間等詳細については提案者に別途通知します）

イ 企画提案の所要時間

各参加者30分以内（プレゼンテーション20分・質疑10分）とする。

ウ 注意事項

- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

(3) 審査項目及び審査内容

提案のあった事業内容について、下記審査項目に基づき審査、採点し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数の場合は委員により組織された審査会において合議により決定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(審査項目)

- ・装飾及びチラシ（来場者の視線を引きつけるインパクトがあり、和歌山県ブースであることが分かりやすく、デザイン性を重視した装飾となっているか等）
- ・小間配置（出展事業者にとって商談しやすく、来場者にとって来場しやすい配置になっているか等）
- ・運営体制（不測の事態が起こった場合等に迅速かつ適切に対応できる体制であるか等）
- ・費用（見積り内容及び積算は適当であるか）

(4) 契約の締結

ア 契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。

イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(5) 留意事項

ア 委託先として選定した事業者を公表することがある。

イ 本委託業務の成果品の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は県に帰属する。

ウ 小間位置については、6月下旬に決定予定であるので、正式決定後の小間割に合わせて企画の内容を変更する場合がある。

エ 受託した事業者は、7月に和歌山県で開催予定の出展事業者説明会で使用する運営等

に係る資料を作成するとともに、当該説明会に出席の出展事業者に対して説明を行うこと。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局 食品流通課 販売促進班 園部
(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁東別館5階)
TEL : 073-441-2815 FAX : 073-432-4161
E-mail : sonobe_h0004@pref.wakayama.lg.jp